公　示　送　達　書

上税第２７５号
令和８年１０月２２日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示します。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	EI　EI　SWE
送達する書類	差押調書謄本　1通

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。